

# 令和8年度 各種保険のお知らせ

## 国民健康保険

### 納税通知書・納期

●納税通知書の送付  
納税義務者（世帯主）に7月下旬に送付します。

### ●保険税の納期

普通徴収（納付書、口座振替で納める方）の納期は9回です。安心で便利な口座振替をぜひご利用ください。

1期	7/31
2期	8/31
3期	9/30
4期	11/2
5期	11/30
6期	12/25
7期	2/1
8期	3/1
9期	3/31

※特別徴収（年金天引き）の方は、偶数月に天引きされます。

### ●口座振替の手続き

- ① 国保医療課・税務課・収納課窓口（持ち物）キャッシュカード  
② 金融機関窓口（持ち物）通帳使用印振替口座 市内に支店のある銀行（但馬銀行は提携なし）またはゆうちょ銀行・JA兵庫みらいの口座  
※一部キャッシュカード（クレジットカード機能のみのカードなど）は取扱いできない場合があります。また、手続きに1カ月程度かかるため、お早めにお申し込みください。

### ●保険税の減免

所得の著しい減少、疾病、災害などにより納税が困難な場合は、申請により減免を受けられる場合があります。

問合せ先 税務課 ☎87712

### 「資格情報のお知らせ」「資格確認書」の送付

マイナ保険証の保有状況や年齢などに応じ、7月下旬に送付します。  
※7月末までに届かない場合は、国保医療課へお問い合わせください。

### ●「資格情報のお知らせ」が届く方

70歳～74歳のマイナ保険証をお持ちの方（8月1日時点の年齢）  
※所得状況に応じて、医療費の「負担割合」が変更になる可能性があるため送付します。

### 使い方

・マイナ保険証が利用できない医療機関では、マイナ保険証と一緒に提示してください。  
・「資格情報のお知らせ」のみでは受診できませんのでご注意ください。

使い方 医療機関の窓口に表示することで、一定の自己負担額で受診できます。



資格確認書 (保険証サイズ)

### ●マイナ保険証の利用が困難な方

次の方は、「資格確認書」の発行申請をしてください。  
・要介護・要支援認定を受けている方  
・障害者手帳の交付を受けている方  
・成年後見人が選任されている方  
・その他個別の事情がある方  
留意事項 「マイナ保険証を保有しているが、念のため資格確認書を持っておきたい」という理由では交付できません。

### 限度額適用認定証の更新

8月1日以降、現在お使いの限度額適用認定証は使用できません。マイナ保険証をお持ちの方は原則申請不要です。それ以外の方は申請が必要です。

※住民税非課税世帯（70歳未満）および低所得者Ⅱの方が90日を超える入院をした場合は、マイナ保険証の有無に関わらず別途申請が必要です。

問合せ先 国保医療課 ☎87721

### 元気な今こそ受けよう！健診

病気の早期発見・予防のため、年に一回、特定健診やがん検診を受けましょう

町ぐるみ健診や市内の指定医療機関で受けられます。なお、20歳以上の方（40歳以上社会保険加入者を除く）は、町ぐるみ健診や医療機関での基本健診は無料です。

詳細は「健康ガイドブック」または市ホームページをご覧ください。



### 医療機関からのお知らせ

医療機関や薬局に行く際は、お薬手帳をお忘れなく

かかりつけ医に相談の上、ジェネリック医薬品の利用をご検討ください

診療時間内受診にご協力ください



資格情報のお知らせ (A4サイズ)

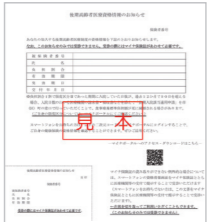
## 後期高齢者医療保険

### 保険料額のお知らせ

後期高齢者医療保険料額決定通知書は、7月下旬に送付します。

### 「資格情報のお知らせ」「資格確認書」の送付

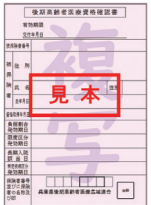
マイナ保険証の保有状況や年齢などに応じ、7月下旬に送付します。  
●「資格情報のお知らせ」が届く方  
84歳以下のマイナ保険証をお持ちの方（8月1日時点の年齢）  
※「資格情報のお知らせ」のみでは受診できませんのでご注意ください。



資格情報のお知らせ (A4サイズ)

### ●「資格確認書」が届く方

85歳以上の被保険者およびマイナ保険証をお持ちでない方（8月1日時点の年齢）



資格確認書 (はがきサイズ)

### ●医療費の一部負担金の割合

医療機関などで資格確認書またはマイナ保険証を提示すると、医療費の一部負担金割合（1割～3割）で治療を受けられます。8月以降の負担割合は、同一世帯内の被保険者の令和7年中の住民税課税所得額および収入額をもとに計算されます。また、世帯状況の異動や所得の更正により、随時変更される場合があります。

### 自己負担限度額区分・特定疾病区分の適用を受ける場合

マイナ保険証が自己負担限度額区分・特定疾病区分を併記した資格確認書の提示で、医療機関ごとに1カ月間の窓口での支払いが、自己負担限度額までとなります（柔道整復などの施術は除く）。  
現在、区分を併記した資格確認書をお持ちの方で、8月1日以降も資格確認書を使用する方には、7月下旬に新しい区分を併記した資格確認書を送付します。区分を併記した資格確認書の交付を希望される方は申請してください。

問合せ先 兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局コールセンター

☎078-3326-2021  
国保医療課 ☎87796

## 介護保険料

令和8年度は、老齢基礎年金の支給額改定に伴い、第1、第2、第4、第5段階における基準所得金額が80・9万円から82・65万円に見直されます。

保険料基準額 6500円（月額）×12カ月＝7万8000円（年間）

保険料額のお知らせ 7月中旬に決定通知書を送付します。

第1～3段階の保険料は、公費により負担が軽減されています。詳しくは同封の資料をご覧ください。

### ●税制改正による特例措置

令和7年度税制改正により給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられた影響を避けるため、介護保険料算定時には税制改正前の給与所得控除額を適用します。このため、市民税は非課税でも、介護保険料の算定では課税とみなされる場合があります。

対象 次の要件を満たす方

- ・令和8年1月1日および4月1日時点で加西市に住民登録がある
- ・令和7年中の給与収入が55万円以上190万円未満

※対象外の方は影響を受けません。  
問合せ先 長寿介護課 ☎87788

### 65歳以上の方の介護保険料（令和8年度）

所得段階	対象となる方	年額	
1	・生活保護受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者の方 ・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入+合計所得金額が82.65万円以下の方	22,230円	
2	世帯全員が市民税非課税	課税年金収入+合計所得金額が82.65万円を超え、120万円以下の方	37,830円
3		課税年金収入+合計所得金額が120万円を超える方	53,430円
4	本人は市民税非課税で、本人以外の世帯の誰かが市民税課税	課税年金収入+合計所得金額が82.65万円以下の方	70,200円
5		課税年金収入+合計所得金額が82.65万円を超える方	78,000円
6	本人が市民税課税	合計所得金額が120万円未満の方	93,600円
7		合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	101,400円
8		合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	117,000円
9		合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	132,600円
10		合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	148,200円
11		合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	163,800円
12		合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	179,400円
13		合計所得金額が720万円以上の方	187,200円